

神戸市訪問歯科診療事業・神戸市訪問口腔ケア事業

●住み慣れた地域で口腔機能を維持できるよう、切れ目のない歯科保健医療体制を整えている。

事業名	訪問歯科診療事業	訪問口腔ケア事業
事業内容	歯科医師が訪問し、歯科診療を行う。	歯科衛生士が訪問し、継続的な口腔ケア・口腔機能管理を行う。
実施主体	神戸市歯科医師会	神戸市歯科医師会
対象者	在宅で寝たきり状態にあり歯科医院に通院困難な方	在宅で寝たきり状態にあり歯科医院に通院困難な方で、要介護認定を受けている方
申込先	神戸市歯科医師会歯科保健推進室	神戸市歯科医師会歯科保健推進室
申込方法	「訪問歯科診療連絡票」に必要事項を記入のうえ、FAX 申込	「訪問口腔ケア依頼用紙」に必要事項を記入のうえ、FAX 申込
流れ	<p>往診希望の方 ↓①申込 歯科保健推進室 ↓②往診依頼 歯科医師 ↑③歯科往診</p>	<p>口腔ケアの必要な方 ↓①申込 歯科保健推進室 ↓②往診依頼 歯科医師・歯科衛生士 ↓ ④定期的な訪問口腔管理 歯科衛生士</p>
費用	<p>【医療保険の負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1割の一部負担金がかかる。 (一定以上の所得がある方は、2割あるいは3割負担が必要) (訪問診療1が1100点+治療点数) * 高齢重度障害者医療費受給者証がある方は、1回400~600円(月2回まで) ※交通費がある場合は患者の実費負担 <p>【介護保険の負担】在宅1名の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> * 歯科の居宅療養管理指導 歯科医師 509単位, 歯科衛生士 356単位 ※ケアプランの利用限度額外となる 	<p>【医療保険の負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 1割の一部負担金がかかる。 (一定以上の所得がある方は、2割あるいは3割負担が必要) * 高齢重度障害者医療費受給者証がある方は、1回400~600円(月2回まで) <p>【介護保険の負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 歯科の居宅療養管理指導 歯科医師 509単位, 歯科衛生士 356単位 <u>歯科衛生士のみの場合、356単位</u> (月1~4回まで) ※ケアプランの利用限度額外となる